

仙台市工事成績評定要領

(平成 25 年 3 月 19 日財政局長決裁)

(目的)

第 1 この要領は、仙台市検査事務要綱第 13 条（工事成績評定）の規定に基づき工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定の対象は、1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事とする。

(評定者)

第 3 工事の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員及び監督職員をいい、監督職員は次に掲げる監督員、主任監督員、総括監督員をいうものとする。

(1) 検査員

仙台市検査事務要綱（昭和 46 年 8 月 1 日財政局長決裁）第 3 条で規定する職員

(2) 監督員、主任監督員、総括監督員

仙台市請負工事監督要綱（平成 8 年 3 月 28 日市長決裁）第 2 条で規定する職員

(評定の方法)

第 4 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、評定対象工事が土木工事の場合は別添 1 「工事成績評定採点表」（土木）により、また、建築工事・電気設備工事・機械設備工事・プラント工事の場合は別添 2 「工事成績評定採点表」（営繕）により行うものとする。

3 評定の結果は、別記様式第 1 の工事成績調書に記録するものとする。

(評定の時期)

第 5 監督員及び主任監督員並びに総括監督員は工事の完成後、また検査員は完成検査の実施後、それぞれ速やかに評定を行うものとする。

(工事評定点)

第 6 工事評定点は、法令遵守等を除いた各評定者の評定点に表－1 に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計から法令遵守等を減じて、四捨五入により整数として表示する。

表－1 評定者別配分表

評定者	監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
配分率	0.4		0.2	0.4

附則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

なお、「工事成績調書作成要領」、「工事成績評定様式（平成23年9月29日版）」及び「工事成績評定 別表 H19年度版」並びに「仙台市工事成績評定試行要領」は、平成25年3月31日廃止する。

附則（平成29年4月28日改正）

この改正は、平成29年5月1日から実施する。

附則（令和4年5月30日改正）

この改正は、令和4年6月1日から実施する。

附則（令和4年9月20日改正）

この改正は、令和4年10月1日から実施する。